

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和2年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、スタッフ弁護士とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に関して他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士であり、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

近年は、司法ソーシャルワークにも尽力しており、地域に密着した活動を行う常勤弁護士の役割は、法テラスの基本理念である司法へのアクセシビリティの向上を図る上で、ますます重要になってきている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者、生活困窮者等のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークに関する業務の担い手として、出張法律相談や民事法律扶助を活用した事件受任などを意欲的に行っている。令和2年度における具体的取組としては、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力して、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践した。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務の拡充に向けて、様々な取組を行っていく予定である。

(3) 被災地での活動

令和2年7月豪雨による災害が特定非常災害に指定された際には、被災地を管轄する事務所に配置されていた常勤弁護士が被災者法律相談援助の担当者となるなどの活動をした。

4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、「弁護士、弁護士法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせること」である（綜合法律支援法第30条第1項第7号）。

法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置して、常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を取り扱わせている。司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談の実施などを行っている。

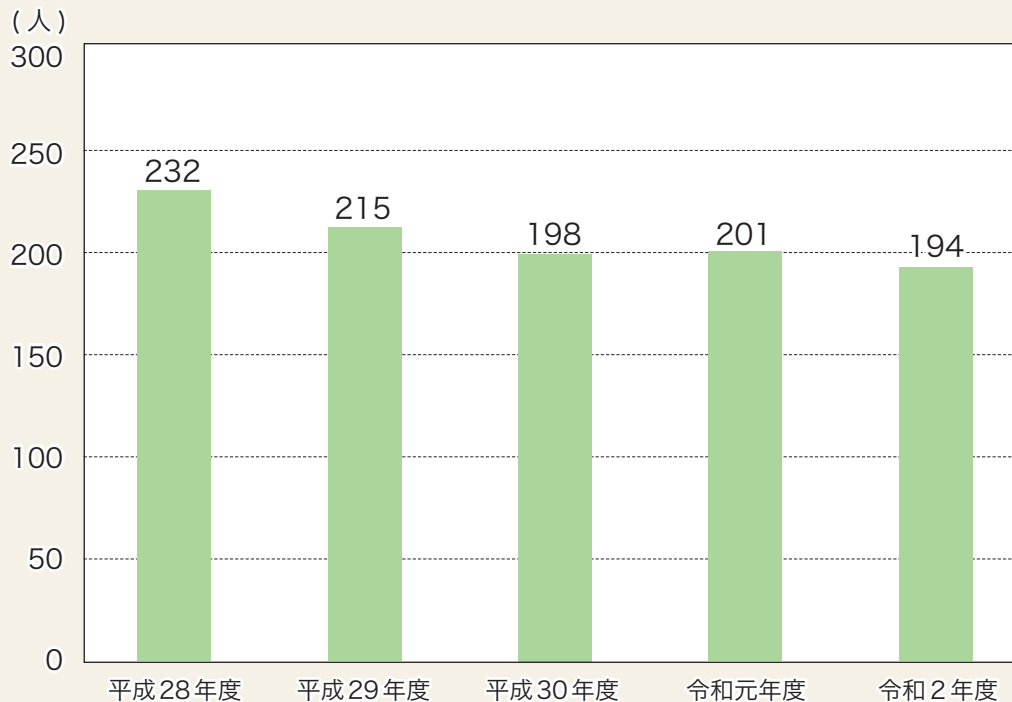
4-3 常勤弁護士の配置

(1) 配置

常勤弁護士は、令和3年3月31日現在、合計194名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



(2) 司法修習直後の者からの採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、常勤弁護士等の採用及び職務等に関する規程（平成18年規程第22号）に定める契約期間内において比較的短期間に即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

この制度により、令和2年度は21名の常勤弁護士を新たに採用している。

なお、常勤弁護士の採用にあたっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

4-4 常勤弁護士の確保

有能で志の高い常勤弁護士を数多く確保するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、司法試験合格者、法科大学院生などを対象として、常勤弁護士採用案内のパンフレットを募集要項などとともに配布し、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する説明会を実施している。

司法修習終了直後の常勤弁護士を確保するため、司法試験会場付近において、常勤弁護士の採用案内などを配布する広報活動を行い、採用情報等に関する就職説明会をオンラインで合計5回開催した。その他、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計6回）や大学生向けのイベントへの参加（1回）、法科大学院などの講義への常勤弁護士の派遣（合計10回）、各地の法律事務所での事務所訪問の受入れなど、常勤弁護士の業務内容などを周知するための活動を行った。

また、法曹として一定の実務経験を有する応募者も確保するため、日本弁護士連合会の会員専用サイトの求人情報に常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。あわせて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を常時掲載して周知を図るとともに、同連合会がソーシャルネットワーキングサービスを利用して運用している就職採用サイトにも就職情報を掲載している。このような取組により、転職を検討している既登録の弁護士に焦点を絞った情報提供を行い、経験豊富な中堅弁護士の確保に向けた効果的な周知を図るなど、より広い層に向けた積極的なリクルート活動を行っている。

さらに、常勤弁護士への関心を促すために、法科大学院生を対象とした業務説明会を合計12回開催した。平成21年度からは、全国の法科大学院からのエクスターンシップの学生を広く受け入れ、各地の法テラスの法律事務所では法科大学院生の受入れも実施しており、常勤弁護士の業務を直接体験してもらうことにより、その業務への理解が深められるようにしている。

その他、法テラスのホームページ等においても、常勤弁護士の業務内容、採用情報などを掲載し、電話やメールによる常勤弁護士志望者からの問合せに対して、個別の説明も行っている。

4-5 司法過疎地域事務所の設置

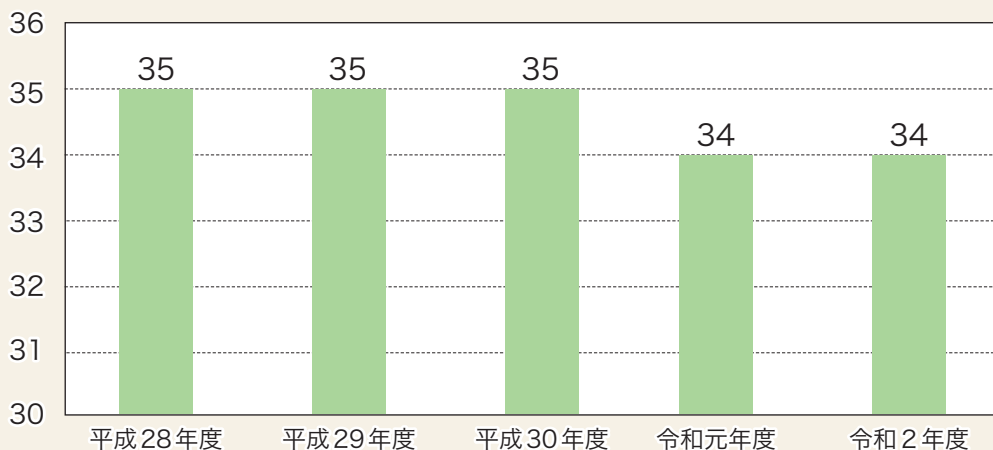
司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、司法過疎地域事務所は、地方裁判所支部単位で実働弁護士1人あたりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地裁支部管内の人口や、民事・刑事の事件数、各地の弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-3のとおりである。

資料 4-3 司法過疎地域事務所の設置数の推移

(地域事務所数)



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償で一般の法律事務全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされる部分があることから、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に行った裁判員裁判を素材とし、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所に訪れる相談者が心理的問題、性格的問題、精神疾患を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視野を持ち、適切な対応ができることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士のさらなる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した法テラス法律事務所へ赴任前の養成常勤弁護士に対しては、他の常勤弁護士に比して、より綿密な指導・育成が必要である。そのため、法テラス本部主催の研修については、1月から1年間の勤務契約の期間終了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法を学ぶ研修などを実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分けてブロック別研修を導入し、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し、地方の実情に応じた研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-4 常勤弁護士に対する研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年1月14日～15日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務、民事法律扶助業務の手続、国選弁護等関連業務の手続、受託業務の手続、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、模擬相談演習、ビジネスマナー講習、先輩常勤弁護士からのアドバイス等
令和2年9月17日～18日 令和3年3月11日～12日	【定期業務研修】 民事演習、刑事演習、弁護士倫理、先輩弁護士との座談会、情報交換会等
令和2年11月19日～20日	【常勤弁護士赴任前研修】 民事法律扶助について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、後見事件の実務、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント・法律事務所職員との関わり方）、司法ソーシャルワークの実践、スタッフ弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

(2) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
令和2年8月20日 令和2年12月11日	【裁判員裁判事例研究研修】 量刑判断における基本問題・争点、類型証拠開示請求、殺意の有無、正当防衛
令和2年10月16日	【裁判員裁判専門研修】 類型証拠開示、主張関連証拠開示、整理手続に付されていない事件での証拠開示

(3) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
令和2年7月14日～15日	【赴任4年目業務研修（令和元年度延期分）】 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、情報交換会等
令和2年10月13日	【赴任1年目業務研修】 民事実務研修、講義「常勤弁護士としての基礎知識」、意見交換会等
令和2年10月29日～30日	【赴任2年目業務研修】 民事（労働）演習、刑事演習等
令和3年2月4日～5日	【赴任4年目業務研修（令和2年度分）】 民事事例研究演習、刑事事例研究演習、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント・ヒヤリハット等
令和2年12月22日 令和3年1月12日	【外国人労働者に対する法的支援研修】 技能実習制度のしくみ、解雇無効と残業代請求の相談解説等
令和3年3月16日	【在留外国人に対する法的支援研修】 在留資格問題に関する事例検討等

2 ブロック別研修

各ブロックの地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
令和2年11月20日	認知症専門医による認知症をテーマとする講義、常勤弁護士による事例報告・検討会

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
令和2年9月18日	聴覚障がいを持つ弁護士による「聴覚障がいと弁護士活動」をテーマとする講義、医療観察法上の付添人活動等に取り組む弁護士による「自由を奪われた障がい者と弁護士の活動」をテーマとする講義

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
令和2年度は実施なし	

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
令和2年7月20日～21日	各法律事務所の運営・取組についての報告、常勤弁護士による事例検討・意見交換会
令和2年12月15日～16日	後見センター職員（社会福祉士）による後見センター設立の経緯や活動等に関する講義、常勤弁護士による事例報告

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	研修内容
令和2年11月6日	常勤弁護士が取り扱った民事事件・刑事事件の経験談、各法律事務所の現状報告

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
令和2年8月31日	各法律事務所の現状報告、常勤弁護士の活動・取組等の報告、ブロック内の事項に関する協議

北海道・東北ブロック合同：福島・山形・岩手・秋田・青森・函館・旭川・釧路

実施日	研修内容
令和2年度は実施なし	

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
令和2年7月10日	常勤弁護士の取組に関する発表と意見交換、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響等の報告・検討、その他業務に関する意見交換

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の第一人者である弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判事件について個別具体的な指導・助言を行い、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士などを専門員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・一般刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。さらに、養成常勤弁護士に対しては受任事件の起案の添削指導を行うなどし、かつ、赴任1年目の常勤弁護士等に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。